

特定健康診査等実施計画 第3期

日本信号健康保険組合

平成30年4月

I 達成しようとする目標

1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成 35 年度における特定健康診査の実施率を 90.0%とする。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の目標実施率を以下のように定める。

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	単一健保目標
被保険者	94.0%	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	98.0%	
被扶養者	60.0%	60.0%	62.0%	64.0%	66.0%	68.4%	
被保険者+被扶養者	83.7%	84.7%	86.2%	87.7%	89.1%	90.0%	90%以上

2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成 35 年度における特定保健指導の実施率を 55.1%とする。

この目標を達成するために、平成 30 年度以降の特定保健指導対象者割合、目標実施率を以下のように定める。

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	単一健保目標
特定健康診査受診者数	2,638	2,667	2,714	2,762	2,808	2,835	
特定保健指導対象者数	530	451	383	320	272	236	
対象者割合	20.1%	16.9%	14.1%	11.6%	9.7%	8.3%	
実施者数	55	71	87	103	119	130	
実施率	10.4%	15.7%	22.7%	32.2%	43.8%	55.1%	55%以上

3. 健康診査等の実施の成果に係る目標

平成 35 年度において、平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を 25%以上とする。

II 特定健康診査等の対象者数

1. 対象者数

① 特定健康診査

被保険者

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
40 歳以上対象者	2,200	2,220	2,240	2,260	2,280	2,300
目標実施率	94.0%	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	98.0%
目標実施者数	2,068	2,109	2,150	2,192	2,234	2,254

被扶養者

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
40 歳以上対象者	950	930	910	890	870	850
目標実施率	60.0%	60.0%	62.0%	64.0%	66.0%	68.4%

目標実施者数	570	558	564	570	574	581
--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

被保険者＋被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150
目標実施率	83.7%	84.7%	86.2%	87.7%	89.1%	90.0%
目標実施者数	2,638	2,667	2,714	2,762	2,808	2,835

② 特定保健指導

被保険者＋被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
動機付け支援対象者	260	221	188	155	132	110
目標実施率	6.9%	12.7%	20.2%	31.0%	43.9%	59.1%
目標実施者数	18	28	38	48	58	65
積極的支援対象者	270	230	195	165	140	126
目標実施率	13.7%	18.7%	25.1%	33.3%	43.6%	51.6%
目標実施者数	37	43	49	55	61	65
保健指導対象者計	530	451	383	320	272	236
目標実施率	10.4%	15.7%	22.7%	32.27%	43.8%	55.1%
目標実施者数	55	71	87	103	119	130

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

① 特定健康診査

被保険者

事業主健診の実施項目が含まれる人間ドック（健保組合がひとり最大4万円の補助金を支給）を健保組合が契約する医療機関、自己の選択する医療機関又は事業主が実施を依頼する医療機関で受診する。覚書を締結し事業主健診の実施を受託している。

被扶養者

人間ドック（健保組合がひとり最大4万円の補助金を支給）を健保組合が契約する医療機関、自己の選択する医療機関又は事業主が実施を依頼する医療機関で受診する。

② 特定保健指導

被保険者

特定健康診査で特定保健指導対象者となった者の中から継続して指導を受けられそうな者を事業主に選んでもらい、初回面接は事業所で実施する。

被扶養者

集合契約を利用する。特定健康診査で特定保健指導対象者となった者全員に利用券を配付する。

A 契約・B 契約両方締結し、自宅近くで保健指導を受けられるようにする。

(2) 実施項目

① 特定健康診査

健保組合が独自に実施する人間ドックを、特定健康診査の法定項目を含有する形で実施する。

② 特定保健指導

活動量計を使った運動指導中心の業者にも委託する。

(3) 実施時期

① 特定健康診査

特定保健指導の実施期間も考慮に入れ、年度当初に受診するよう促す。毎年度受診期限を前倒ししていく（平成 30 年度 12 月まで、平成 31 年度 10 月まで、平成 32 年度 8 月まで、平成 33 年度以降 7 月まで）

② 特定保健指導

開始から終了まで 3 か月以上を要するので、年度内に指導が終わるよう初回面接の実施は 12 月までとする。

(4) 委託の有無

特定保健指導は全面的に委託で実施する。被扶養者については集合契約に参加する。

(5) 周知・案内方法

被扶養者について平成 31 年度から初めて利用する集合契約については、利用券及び受診機関リストとともにわかりやすい利用案内を配付する（自宅宛てに郵送）

(6) 健診データの受領方法

健保組合契約医療機関で受診した場合は、健診結果が直接健保組合に送付される。その後、健保組合は事業主へ健診結果を送付する。

事業主が実施を依頼する医療機関で受診した場合は、事業主経由で健診結果が健保組合に送付される。

自己の選択する医療機関で受診した場合は、人間ドック補助金支給の条件として領収書とともに健診結果の提出（事業主経由）を義務づける。

(7) その他

健康リスクのある者に対し、健診結果データを活用した個人別情報冊子を配付する。この冊子は、健診結果で判明した個人別の生活習慣病リスクをわかりやすく知らせることで特定保健指導、生活習慣改善につなげるとともに（ポピュレーションアプローチ）、受診勧奨等重症化予防の導入ツールとしても活用するものである。早期受診のインセンティブとして、配付の対象は 7 月までに受診した者とする。

(8) 特定保健指導対象者の重点化

① 重点化の考え方

集合契約で行う被扶養者の特定保健指導は対象者全員に利用券を配付する。初年度である平成 31 年度の利用実績によって重点化の方法を検討する。

被保険者は対象者の中から継続して指導を受けられそうな者を事業主に選んでもらい実施する。

① 年間スケジュール等

7月（受診前倒しの最終目標）まで特定健康診査を受診したものについて階層化を行い、10月から特定保健指導を開始する。

非肥満、服薬等で特定保健指導の対象とはならなかったが追加リスクのある者については前述の健診結果データを活用した個人別情報冊子でフォローする。

前年度の実施結果の検証や評価は、7月までに行い、必要に応じその年度以降の実施計画の見直しを行う。

IV 個人情報の保護

1. 記録の保存方法

特定健診・特定保健指導のデータは、本人の健康管理や効果的な保健指導、加入者全体の経年変化等の分析、中長期的な発症予測等への活用の観点から、できる限り長期に保存する。最低5年間は保存する。

2. 保存体制、外部委託の有無

当健康保険組合は、日本信号健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさぬようにする。

当健康保険組合のデータ管理者は、事務長とし、データの利用者は当組合職員に限ることとする。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

1. 特定健康診査等実施計画の公表方法

本計画の骨子は、平成30年2月15日開催の第181回組合会議案；平成30年度事業計画として提出している。

今後見直しの都度、組合会の議題として載せるほか、機関誌『けんぽだより』やホームページで公表する。

2. 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法

広報誌『けんぽだより』やホームページを利用する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1. 特定健康診査等実施計画の評価方法

①実施及び成果に係る目標の達成状況

特定保健指導対象者（実施率の分母）が減少すれば実施率は上がる。特定保健指導対象者割合の推移を検証する。

②評価方法

国への実績報告を評価に活用する。

③評価時期・年度の設定

毎年度評価を行い、目標との乖離を把握して、次年度以降の取組に活かす

2. 特定健康診査等実施計画の見直しに関する考え方

達成状況の点検・評価の結果を活用し、必要に応じて実施計画の記載内容を見直す。

3. 事業主との連携

事業者健診の実施を受託しているにも関わらず、健保組合に直接届いた受診結果を事業者に渡していない場合があるので改める。